

(名 称)

第1条 この会は「伊勢ギター友の会」と称します。

(目 的)

第2条 この会は、伊勢市およびその近隣地域におけるギター音楽の発展と会員相互の学習・親睦・交流をはかることを目的とします。

(事 業)

第3条 この会は、その目的達成のために、次の事業を行います。

- ① 例会（1時間半程度のコンサートで会員を対象に開催します。）
- ② その他、目的達成のための諸事業（特別例会、親睦企画等）

(会 員)

第4条

1) この会の目的に賛同し、会則を承認される方は会員となることができます。

入会について

- ① 例会の受付等にて年会費を納入します。入会金は不要です。
- ② 会員証の交付を受けます。
- ③ 会員名簿の記入提出を受け、入会申込書に代えます。
- ④ 住所等の変更時には会員名簿の再提出を必要とします。

2) 退会について

- ① 途中の退会は原則として認めません。
- ② 入会月の1日からかぞえ1年後、自動的に退会となります。

(機 関)

第5条 この会には次の機関を置きます。

- ① 総会（全会員から構成され、基本的に年1回開催します。）
- ② 運営委員会（随時）
- ③ その他担当者会議（随時）

以上、①を最高決定機関とします。また、①②はコンサートと合わせて開催します。

(運営委員会)

第6条 この会には次の運営委員を置きます。

- ① 会長 1名
- ② 企画・演奏 若干名
- ③ 事務局 若干名
- ④ 会計 1名
- ⑤ 会計監査 1名

(財 政)

第7条 この会の経費は、会費および寄付金によってまかなくないます。

会費は、一人年額3000円（小学生は1500円）とします。また、この会のホームページ閲覧により案内通知不要の会員は、一人年額2500円とします。

この会の会計年度は、毎年5月1日より翌年4月末日までとします。

入会の是非決定を目的として例会に来場される方は、入場料を1000円とします。是の場合、これを年会費に充当し差額2000円で入会できます。また、①と同様に案内通知不要の方は、この額から500円を減額します。

(付 則)

この会の会則は1994年11月12日より実施。

この会の会則の改廃は、総会にて行います。

細部につきましては、総会もしくは運営委員会でその都度確認していきます。

1996年11月16日	一部改正	2010年	6月26日	一部改正		
2000年	5月13日	一部改正	2021年	5月16日	一部改正	
2003年	5月24日	一部改正	2023年	6月	4日	一部改正